

第6回行動計画

従業員が仕事と生活の調和を図ることができるような環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年(2022年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日

2. 目標

- ア 改正された育児・介護休業法に従い、従業員にこの制度を周知し、従業員が自発的に育児・介護のための休業を取得しやすい環境をつくる。
- イ 全ての従業員の月間所定外労働時間が60時間を超えないものとする。
- ウ 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間5日以上とする。

3. 対策

- ア 法令改訂に基づいた社内規程の周知と、該当者への取得促し
- イ 部門別・個人別管理による36協定順守を目指す
- ウ 10日間付与者に対して年5日取得を目指す